

函 都 住

令和4年（2022年）7月1日

経済建設常任委員会委員 各位

都市建設部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

- ・ 一般財団法人函館市住宅都市施設公社の事務所移転と本市における関連業務の受付について

（ 都市建設部住宅課  
電話 21-3382 ）

# 一般財団法人函館市住宅都市施設公社の事務所移転と本市における関連業務の受付について

現在、亀田支所2階の一部において、市営住宅をはじめ各種業務を執っている一般財団法人函館市住宅都市施設公社（以下「公社」という。）が、別紙のとおり令和4年(2022年)11月中に事務所を移転する旨通知がありましたので、ご報告いたします。

なお、本市および関係機関との協議により、移転後の市民等に関連する業務等については、次のとおり取り扱うこととなります。

## 1 事務所の移転先（花園事務所）

函館市花園町24番2号

## 2 関連業務の内容と今後の対応

(1) 移転後の令和4年度(2022年度)中の対応について

- ・ 一般市民を対象とする市営住宅・道営住宅、東山墓園、公園施設の関連業務については、亀田支所と花園事務所で対応します。（独立行政法人都市再生機構（UR）の入退去受付等を除く。）
- ・ 業者等を対象とする介護保険住宅改修および建築確認検査の申請の受付業務については、花園事務所で対応します。

業務内容	対象者	対応事務所
市営住宅・道営住宅の入退去受付等 東山墓園の墓地貸付申請受付等 公園施設の使用許可申請受付	一般市民	亀田支所・花園事務所
独立行政法人都市再生機構（UR）の入退去受付等	一般市民	花園事務所
介護保険住宅改修の申請受付 建築確認検査の申請受付	業者等	花園事務所

(2) 令和5年度(2023年度)以降の対応について

全ての業務を移転先の花園事務所で対応することを基本とするが、来所者が集中する期間のみ、亀田支所等に臨時窓口を設置することを検討します。

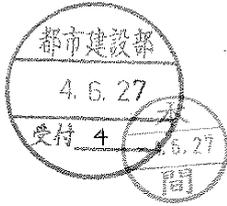
## 3 周知方法

本市のホームページや市政はこだてにより、市民に周知するほか、公社においては、市営住宅等入居者に対し、各戸別に案内文や、住棟掲示板にて周知します。

移転日および移転後の問合せ先については、別途市政はこだて等で周知します。

## 4 今後のスケジュール（予定）

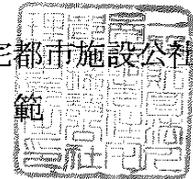
- ・ 令和4年（2022年）11月中 事務所移転
- ・ 令和5年（2023年）3月末まで各種窓口を亀田支所2階に設置
- ・ 令和5年（2023年）4月 亀田支所の各種窓口撤去



令和4年(2022年)6月27日

函館市長 工藤 壽樹 様

一般財団法人函館市住宅都市施設公社  
理事長 國安 秀範



一般財団法人函館市住宅都市施設公社の事務所移転について

霖雨の候、貴市におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当社の運営に関し、ご理解とご支援をいただきお礼申し上げます。

さて、当社は、亀田支所の2階に事務所を構え、長年にわたり、市営住宅をはじめ各種業務を執ってまいりましたが、令和4年(2022年)11月中を目処に、下記の移転先に事務所を移すこととなりましたのでご報告いたします。

なお、当社が行ってまいりました、市民等に関連する各種業務につきましては、各関係機関との協議のうえ、市民サービスに支障が生じないように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

記

- 事務所の移転先(花園事務所)  
函館市花園町24番2号(別図参照)

